

外国人労働者の課税・徴収についての概要

*制度の概要を記載しています。制度の詳細につきましては、在住の市町村役場又は高知県市町村振興課までお問い合わせください。

●特別徴収について

1 個人住民税について

個人住民税は、1月1日時点で住所を有する市町村で前年度の所得に対して課税され、4月1日現在勤務されている事業所において特別徴収の対象となります。したがって、例えば、今年の3月中旬に初めて来日されて4月1日から勤務を始めた方は、今年度は課税されませんが、そのまま勤務されて来年の3月に退職されて帰国されたような場合、来年の4月以降に個人住民税が課税されます。

2 特別徴収の義務について

前年中に給与所得がある4月1日現在で雇用されている労働者については、個人住民税の特別徴収をしていただく義務があります。

*詳しくは、特別徴収のご案内をご覧ください。

3 特別徴収の仕組みについて

普通徴収ですと、年4回の支払いになりますが、特別徴収ですと毎月の給与からの天引きとなります。退職後の特別徴収は、退職の時期により次のとおりです。

【1月1日～4月末まで】

特別徴収義務者は当該年度の残税額を給与から一括徴収していただくこととなります。

【6月1日～12月末まで】

従業員が希望する場合は、給与から同じく一括納付していただくこととなります。

●納税への御協力について

特別徴収に御協力いただいたとしても、個人住民税は収入のあった翌年度に課税されるため、課税されたら既に帰国していた、といった事態が生じかねません。

そこで、帰国する前に翌年度の課税があれば、その分の納税も済ませてくださるよう「納税管理人の申告」、あらかじめ翌年度の納税を済ませていただく「予納制度の活用」、上記の「特別徴収による残額の一括徴収」などの取組への御協力をお願いします。

*具体的な手続については、在住の市町村役場にお問い合わせください。